

令和4年12月 第430回 大野市議会定例会 議案の主な概要

- 議案第55号 令和4年度大野市一般会計補正予算（第6号）案
議案第56号 令和4年度大野市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）案
議案第57号 令和4年度大野市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）案
議案第58号 令和4年度大野市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）案
議案第59号 令和4年度大野市水道事業会計補正予算（第2号）案
議案第60号 令和4年度大野市簡易水道事業会計補正予算（第2号）案
議案第61号 令和4年度大野市下水道事業会計補正予算（第2号）案
（別紙のとおり）

議案第62号 市長等の損害賠償責任の上限を定める条例案

提案理由：市長等の市に対する損害を賠償する責任の一部を免責することに関し必要な事項を定めるため

主な内容：

市長等の市に対する損害を賠償する責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、市長等が賠償の責任を負う額から地方自治法施行令に規定する市長等の基準給与年額にそれぞれ次の数を乗じた額を控除して得た額について、免れさせるものとする旨を定めるもの。

- ①市長 6
- ②副市長、教育委員会の教育長若しくは委員、選挙管理委員会の委員又は監査委員 4
- ③公平委員会・農業委員会・固定資産評価審査委員会の委員又は消防長 2
- ④その他の職員 1

施行日：令和5年1月1日から施行し、同日以後の行為に基づく損害賠償責任について適用

議案第63号 大野市職員の高齢者部分休業に関する条例案

提案理由：地方公務員の定年引上げに伴い、高年齢の職員の多様な働き方のニーズに応えるため導入する職員の高齢者部分休業に関し必要な事項を定めるため

主な内容：

地方公務員法に基づく職員の高齢者部分休業に関し、取得が可能となる年齢、1週間当たりの休業の取得基準及び勤務しない時間の給与の減額などについて規定するもの。

- ①取得可能年齢 60歳以後
- ②休業の取得基準 1週間当たりの通常の勤務時間の2分の1を超えない範囲内で、5分を単位として取得可能
- ③給与の減額 勤務しない1時間につき減額して給与を支給

施行日：令和5年4月1日

議案第 6 4 号 大野市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例案

提案理由：地方公務員法の改正に伴い、職員の定年引上げ等に関し必要な事項を定めるため

主な内容：

(1) 大野市職員の定年等に関する条例の一部改正

ア 職員の定年引上げ

(ア) 職員の定年を、年齢 6 0 年から年齢 6 5 年に引き上げる。(和泉診療所医師は年齢 6 5 年から年齢 7 0 年に引き上げ、施設管理員は年齢 6 3 年から年齢 6 5 年に引き上げ)

(イ) 定年の引上げは、令和 5 年 4 月 1 日以降、2 年に 1 歳ずつ段階的に行う。(施設管理員は令和 1 1 年度から 2 年に 1 歳ずつ段階的に行う。)

イ 管理監督職勤務上限年齢制の導入

管理監督職の職員で一定の年齢に達した者を他の職に降任等させることとする管理監督職勤務上限年齢制の導入に伴い、次に掲げる事項等を規定

(ア) 管理監督職は、管理職手当が支給される職(和泉診療所医師を除く。)とする。

(イ) 管理監督職勤務上限年齢は、年齢 6 0 年とする。

(ウ) 管理監督職勤務上限年齢に達した後も、引き続き管理監督職に任用することができる特例について、要件等を定める。

ウ 定年前再任用短時間勤務職員の採用

年齢 6 0 年に達した日以後に退職した職員を、短時間勤務の職に採用することができることとする。

エ 情報提供及び意思確認

当分の間、職員が年齢 6 0 年に達する日の属する年度の前年度に、当該職員に対し、年齢 6 0 年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するとともに、年齢 6 0 年以後の勤務の意思を確認するよう努めることとする。(ただし、令和 4 年度は準備行為として行う。)

オ 暫定再任用職員の採用

定年の段階的引上げ期間中は、現行の再任用制度と同様に、定年退職者等のうち、年齢 6 5 年に達する日以後における最初の 3 月 3 1 日までの間にある者を、1 年を超えない範囲で任期を定め、常時勤務を要する職又は短時間勤務の職に採用することができることとする。

(2) 大野市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正

ア 特定日以後の職員の給料月額の特例

当分の間、職員の給料月額は、職員が 6 0 歳に達した日以後における最初の 4 月 1 日(以下「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額に 7 割を乗じて得た額とする。

イ 管理監督職勤務上限年齢制により降任等された職員の給料の特例

管理監督職勤務上限年齢制により降任等された職員であって、引き続き同一の給料表の適用を受ける職員については、当分の間、給料月額のほか降任等する前の給料月額に7割を乗じて得た額と降任等した後の給料月額に7割を乗じて得た額との差額に相当する額を給料として支給することとする。

ウ 国に準じ給料表を改正

エ 国に準じ基準職務表を改正

(3) 大野市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正

短時間勤務の職に係る地方公務員法の引用条項の規定を整備する。

(4) 大野市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正

特定日以後の職員の給料月額の特例の導入に伴い、減給処分の上限額に関し、現に受ける給料月額の5分の1に相当する額を上限とする例外規定を追加するなど。

(5) 大野市一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正

現行の再任用短時間勤務職員に適用されている勤務時間等に係る規定について、定年前再任用短時間勤務職員に適用することなど。

(6) 大野市職員の育児休業等に関する条例の一部改正

管理監督職勤務上限年齢に達した後も、引き続き管理監督職に任用することができる特例により任用されている職員は、育児休業及び育児短時間勤務をすることができないこととするなど。

(7) 公益的法人等への大野市職員の派遣等に関する条例の一部改正

管理監督職勤務上限年齢に達した後も、引き続き管理監督職に任用することができる特例により任用されている職員は、公益的法人等に派遣することができないこととするなど。

(8) 大野市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正

特殊勤務手当を支給する職員に係る地方公務員法の引用条項の規定を整備する。

(9) 大野市職員の再任用に関する条例の廃止

職員の定年引上げに伴い、現行の再任用制度が廃止されるため、大野市職員の再任用に関する条例を廃止する。

施行日：令和5年4月1日

議案第65号 大野市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案

提案理由：人事院勧告に準じ、所要の改正を行うため

主な内容：

(1) 大野市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正

ア 給料表を改正し、給料額を平均0.3%引き上げる。

(令和4年4月1日適用)

イ 勤勉手当の支給割合を改正し、一般職の職員は年間0.1月分、再任用職員は年間0.05月分引き上げる。

(令和4年4月1日適用と令和5年4月1日施行の2段階改正)

(2) 大野市長等の給与に関する条例の一部改正、教育長の給与等に関する条例の一部改正、議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正

期末手当の支給割合を改正し、年間0.05月分引き上げる。

(令和4年4月1日適用と令和5年4月1日施行の2段階改正)

施行日等：括弧書きのとおり

議案第66号 大野市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案

提案理由：使用料金の算定方法の見直しに伴い、所要の改正を行うため

主な内容：

(1) 使用料金算定にかかる世帯員数の確定方法の変更

これまで1月1日及び7月1日を基準日として住民基本台帳に記録された世帯員数を基に使用料金における人員割料金を算定していたものを、毎月の世帯員数を基に算定することへ変更

(2) 使用料金の徴収時期の変更

これまで使用月の末日（2月以上をまとめて徴収する場合は、まとめた使用月の末日）を納入期限としていたものを、使用月の翌月末日（2月以上をまとめて徴収する場合は、まとめた使用月の翌月末日）へ変更
施行日：令和5年1月1日

議案第67号 大野市消防団員の定員、任免、服務、報酬等に関する条例の一部を改正する条例案

提案理由：大野市消防団に機能別消防団員制度と休団制度を導入して、災害時の地域防災力の強化と消防団の活動環境を整備するため

主な内容：

(1) 機能別消防団員制度の導入

災害時に限定して出場し災害活動を実施する機能別消防団員制度を導入する。なお、従前の消防団員については基本消防団員と位置づける。

(2) 休団制度の導入

基本消防団員が、本業の多忙、出産や育児などの理由で長期間消防団活動に従事することができない場合に、3年を超えない範囲で団員の身分を保持したまま活動を休止できる制度を導入する。

施行日：令和5年1月1日

議案第68号 指定管理者の指定について（大野市九頭竜保養の里）

提案理由：大野市九頭竜保養の里の指定管理者を指定するため

主な内容：

(1) 施設明細 地域交流センターホテルフレアール和泉、温泉保養館九頭竜温泉平成の湯、付帯施設

(2) 指定管理者 豊実精工株式会社

(3) 指定期間 令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

議案第 69号 指定管理者の指定について（大野市駐車場（北大野駅前駐車場及び駅前駐車場）及び大野市自転車駐車場）

提案理由：大野市駐車場（北大野駅前駐車場及び駅前駐車場）及び大野市自転車駐車場の指定管理者を指定するため

主な内容：

- (1) 施設明細 大野市駐車場（北大野駅前駐車場及び駅前駐車場）、大野市自転車駐車場
- (2) 指定管理者 一般財団法人大野市公共施設管理公社
- (3) 指定期間 令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

議案第 70号 指定管理者の指定について（大野市城下町西広場）

提案理由：大野市駐車場（大野市城下町西広場）の指定管理者を指定するため

主な内容：

- (1) 施設明細 大野市城下町西広場
- (2) 指定管理者 一般財団法人大野市公共施設管理公社
- (3) 指定期間 令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

議案第 71号 財産の取得について

提案理由：大野市ファミリーリゾート休養施設用地として利用するため

主な内容：

- (1) 財産の種類 土地
- (2) 所在地 大野市南六呂師48字及び169字地内
- (3) 面積 11,199.00平方メートル
- (4) 取得金額 21,838,050円

報告第 14号 専決処分の報告について（損害賠償額の決定）

報告第 15号 教育委員会の事務の管理及び執行状況の点検及び評価について